平成２６年（フ）第２９９号
埼玉県越谷市川柳町２丁目91番地７、住民票上の住所埼玉県越谷市蒲生３丁目３番50号212
債務者　佐藤　朋宏
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３６３号
埼玉県越谷市蒲生東町18番18号
債務者　石井　政男
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３７５号
埼玉県八潮市大字垳414番地２
債務者　安孫子京子
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１８２号
埼玉県深谷市上野台2352番地　ダイアパレスＢＷ深谷1016号
債務者　重富　敏宏
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２２９号
埼玉県羽生市大字藤井上組1223番地５
債務者　森江　政夫
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第５３９号
千葉市美浜区真砂２丁目４番２棟101号
債務者　米田志津子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５８５号
千葉市美浜区高洲２丁目４番２棟302号
債務者　埴原　常雄
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６１３号
千葉県八千代市八千代台西４丁目12番10号レオパレス晃栄305号室
債務者　石村　欣也
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６１８号
千葉市中央区星久喜町945番地３　ドリームハイツⅢ103号
債務者　永井めぐみ（旧姓林）
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６２１号
千葉市若葉区金親町251番地２　石井アパート202号
債務者　細谷　友美
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６４４号
千葉県市川市妙典３丁目３番22号　ミレーヌ小林203号
債務者　中野　理恵
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６８９号
千葉県市原市飯沼31番地３
債務者　池田幸代子
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７０６号
京都府京田辺市興戸犬伏38番地10　マルベリーコートⅡ203号
債務者　村田　千賀（旧姓竹中）
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７５８号
京都市伏見区石田大山町５番地２　市営住宅石田東団地１―505、前住所京都市西京区大枝塚原町９番地15　第１ロイヤルレジデンス春田152号
債務者　前田　信之
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８２３号
京都市中京区猪熊通四条上る錦猪熊町536番地　阪急アパート16号室
債務者　水戸雄一郎
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８２７号
京都市左京区吉田本町１番地13　セジュール森101
債務者　髙谷友佳壽（旧姓緩利）
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８４７号
京都市西京区川島尻堀町45番地３、前住所京都市下京区寺町通仏光寺下る恵美須之町546番地　ブランズ京都河原町602号
債務者　西野　良美
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８５３号
京都府長岡京市馬場見場走り26番地の３１―116　長岡京スカイハイツ１―116
債務者　畠中　和代
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで京都地方裁判所第５民事部破産係